

福岡県公報

平成17年12月16日
第2474号

目 次

告 示 (第2432号-第2456号号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 5
○公共測量の終了	(土木管理課) 5
○救急病院の認定	(医療指導課) 5
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課) 5
○都市計画の決定	(都市計画課) 6
○都市計画の変更	(都市計画課) 6
○土地改良事業の認可申請の適否決定	(農地計画課) 6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 6
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課) 7

○土地改良区の清算人の退任	(農地計画課) 7
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課) 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 7
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課) 8
○道路の区域の変更	(道路維持課) 8
○道路の供用の開始	(道路維持課) 8

公 告

○福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	(企画課) 8
------------------------------	---------------

公安委員会

○道路交通法第99条の2 第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課) 9
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者)の開催	(警察本部生活安全総務課) 10
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者)の開催	(警察本部生活安全総務課) 11

雑 報

○平成18年測量士試験及び測量士補試験の実施	(国土交通省国土地理院・土木管理課) 11
------------------------	-----------------------------

告 示

福岡県告示第2432号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハローディ井尻店

(2) 所在地 福岡県春日市須玖北一丁目32番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

将来の24時間営業実施を勘案して、屋上駐車場の騒音対策を検討すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見あり

福岡県告示第2433号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハンズマン大野城店

(2) 所在地 福岡県大野城市大字上大利612-2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区間を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	福岡線	前	鞍手郡宮田町大字長井鶴809番4先から同郡同町大字長井鶴809番16先まで	23.2 ～ 44.0	74.0
			後	同上	14.8 ～ 29.0	74.0
直方	県道	直方線	前	直方市大字知古1374番2先まで同市大字下新入609番2先まで	10.3 ～ 12.8	492.1
			後	同上	12.5 ～ 16.0	492.1

直方	県道	若宮線 玄海	前	鞍手郡若宮町大字山口1304番5先から同郡同町大字山口794番1先まで	7.0 ～ 31.0	560.0
			後	同上	13.5 ～ 31.0	560.0
飯塚	一般国道	200号	前	飯塚市片島三丁目482番1先から同市片島一丁目607番1先まで	22.7 ～ 79.0	865.0
			後	同上	22.7 ～ 79.0	865.0

福岡県告示第2435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年12月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	幸袋線 柏森	飯塚市新飯塚926番5先から同市新飯塚1937番1先まで

福岡県告示第2436号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字苅田字松浦3787番68、3787番69及び3787番70（第4工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町富久町1丁目19番地

苅田町長 吉廣 啓子

福岡県告示第2437号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字山田868-2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字山田1681

河邊 宗治

福岡県告示第2438号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

粕屋郡篠栗町大字津波黒字上川原205番1、205番3から205番14まで、206番1及び206番11から206番16まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区多の津1丁目4-5

株式会社百田工務店 代表取締役 百田 篤

福岡県告示第2439号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人**(1) 名称**

特定非営利活動法人障害者サポートの会“みどり”

(2) 代表者の氏名

角釋 哲夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市東郷6丁目2番29号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自らの意志に基づいた日常生活が過ごせるよう、権利の擁護と財産の管理等についての支援を行い、障害者が安心して地域社会の中で生活できる障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2440号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人**(1) 名称**

特定非営利活動法人 栄養ケア・ちっこ

(2) 代表者の氏名

下川 由子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑後市大字馬間田157番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、筑後地区一円の住民に対して地域に住む管理栄養士・栄養士が食生活の観点から介護予防・生活習慣病予防・合併症予防・食育等の事業を通して健康寿命の延伸及びQOL向上、子どもの健全育成や子育て支援に努め、併せて管理栄養士・栄養士の雇用機会を拡充し、もって健康で幸せな生活をおくるための自主的な健康づくりを支援し、活力のある地域社会となることを目的とする。

福岡県告示第2441号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年11月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人**(1) 名称**

特定非営利活動法人ハンズ

(2) 代表者の氏名

原田 照光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字川崎1900番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び身体障害者等に対して、介護保険及び支援費等に関する事業を行い、高齢者及び障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2442号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年11月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エスペランサ

(2) 代表者の氏名

馬場 菊代

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県甘木市大字甘木2147番地の3（E-251）

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ギニアビサウ共和国の人々の貧困撲滅のため、ギニアビサウ共和国の人々の生計維持に必要な技能取得支援及び青少年の健全育成並びにこれらに係る普及啓発活動事業を行うと共に日本とギニアビサウ共和国の交流に努めて両国の共生に資することを目的とする。

福岡県告示第2443号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があるので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路計画）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区北西部	平成17年10月18日

福岡県告示第2444号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
福岡和白病院	福岡市東区和白丘2-2-75	平成17年12月1日から平成20年3月31日

福岡県告示第2445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成17年12月6日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
築城郡上毛町大字土佐井（東下地区第6換地区）	換地計画書の写し	平成17年12月16日から平成18年1月23日まで	上毛町役場

福岡県告示第2446号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

飯塚都市計画下水道 明星寺川流域下水道

福岡県告示第2447号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

苅田都市計画道路を変更（苅田都市計画道路3・4・4号曾根行橋線の変更）

福岡県告示第2448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業の認可申請を平成17年11月22日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
前原市土地改良区	農業用ため池整備事業 (有田地区)	土地改良事業計畫書の写し	平成17年12月16日から 平成18年1月23日まで	前原市役所

福岡県告示第2449号

池田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
占部 正信	宗像市池田1450番地
永野 寛治	〃 906番地
井上 芳雄	〃 1250番地
安部 英昭	〃 1082番地
占部 公徳	〃 1047番地

2 退任監事

氏名	住所
永野 富芳	宗像市池田912番地1
安部 一生	〃 1091番地1

3 就任理事

氏名	住所
永野 寛治	宗像市池田906番地
井上 芳雄	〃 1250番地
安部 英昭	〃 1082番地
占部 公徳	〃 1047番地
森内 正徳	〃 2393番地1

4 就任監事

氏名	住所
永野 富芳	宗像市池田912番地1

安 部 一 生	/	1091番地1
---------	---	---------

福岡県告示第2450号

解散した清算法人北野北部土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
秋 山 正 行	久留米市北野町稻数797番地1

福岡県告示第2451号

解散した清算法人北野北部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
下 田 勇	久留米市北野町稻数794番地

福岡県告示第2452号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

野坂建設株式会社

北九州市八幡西区浅川台2丁目24番19号

代表取締役 野坂 時夫

- 2 施設の種類及び処理能力

木くずの破碎施設

一日当たり 871.2トン

- 3 設置場所

遠賀郡遠賀町大字尾崎字友田1712番45

- 4 指定地域

遠賀郡大字尾崎及び岡垣町大字戸切の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

- 5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県遠賀保健福祉環境事務所

- 6 閲覧の期間

平成17年12月16日から平成18年1月16日まで

福岡県告示第2453号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町富久町一丁目9番7及び9番26から9番33まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町京町2丁目7-8

有限会社栄和産業不動産 取締役 寺崎 博史

福岡県告示第2154号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
柳川南部土地改良区	17・12・7

福岡県告示第2455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	一般国道	496号	前	京都郡豊津町大字光富423番先から 同郡犀川町大字木井馬場209番3先まで	3.8 ～ 21.2	5273.0
			前	同上	10.4 ～ 104.0	5063.0
			後	同上	3.8 ～ 21.2	5273.0

			後	同上	10.4 ～ 104.0	5063.0
--	--	--	---	----	--------------------	--------

福岡県告示第2456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年12月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	496号	京都郡犀川町大字内垣875番1先から 同郡同町大字木井馬場727番1先まで

公 告

公告

平成17年度福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第5回）が次のように公開されるので、公告する。

平成17年12月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成17年12月27日 午後2時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎 602会議室

3 予定議案

(1) ダム事業（清瀧ダム）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問い合わせ先

福岡県土木部企画課企画班（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第251号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2 第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成17年12月16日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査（大型二種、普通二種、大型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成18年1月18日（水曜日） 〃 1月19日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成18年1月23日（月曜日） (普通自動車免許に係る審査) 〃 1月24日（火曜日） (自動二輪車免許に係る審査) 午前9時00分～午後5時00分	技 能	北九州市小倉南区日の出町2丁目4番1号 北九州自動車運転免許試験場
平成18年1月25日（水曜日） (特定第一種免許に係る審査) 午前9時00分～午後5時00分	技 能	嘉穂郡庄内町大字仁保字立石23番の21 筑豊自動車運転免許試験場

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したものの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
普 通	20,500円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
特定第一種	14,750円	
大型二種		左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通二種	22,050円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成18年1月12日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成18年1月12日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証

を受けていること。

- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畠4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

別表1

審査細目	技能検定員審査（普通）に係る額	技能検定員審査（特定第一種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	6,750円	2,450円
3 法第108条の2第4項に規定する教則の内容となっている事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,000円	2,050円

備考

- 1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあっては11,650円、技能検定員審査（特定第一種）を受けようとする者にあっては5,050円を減ずるものとする。
- 2 3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあっては4,100円、技能検定員審査（特定第一種）を受けようとする者にあっては4,750円を減ずるものとする。
- 3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、

技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあっては19,700円、技能検定員審査（特定第一種）を受けようとする者にあっては13,950円を減ずるものとする。

別表2

審査細目	技能検定員審査（大型第二種免許及び普通第二種免許）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に関する法令についての知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考
1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずるものとする。

福岡県公安委員会告示第258号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獣銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成17年12月16日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成18年1月26日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

北九州市小倉北区城内5番1号 北九州市警察部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：00	獵銃及び空気銃の所持に関する法令 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：00～16：00	講習結果に対する考查
16：00～17：00	考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、獵銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び獵銃等講習通知書並びにテキスト「獵銃等取扱説本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第259号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく獵銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定により告示する。

平成17年12月16日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署

平成18年1月18日(水) 13:30～16:30	八女郡黒木町大字桑原248番地の1 黒木警察署 会議室	黒木警察署
平成18年1月24日(火) 13:30～16:30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
平成18年1月26日(木) 13:30～16:30	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署

2 猎銃等講習科目

- (1) 猎銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猎銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、獵銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び獵銃等講習通知書並びにテキスト「獵銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

公告

測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令(昭和24年政令第322号)第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年12月16日

国土交通大臣 北側一雄

平成18年測量士・測量士補試験実施計画

(1) 試験日時

平成18年5月21日（日）

測量士試験 午前10時00分～午後0時30分

午後1時30分～午後4時00分

測量士補試験 午後1時30分～午後4時30分

(2) 試験方法

測量士・測量士補試験とも筆記試験とする。

(3) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、

広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

(4) 願書受付期間

平成18年1月16日（月）から2月28日（火）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）

ただし、郵送の場合は2月28日（火）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（後納郵便、別納郵便及び電子申請の場合は2月28日（火）までに必着とする。）

(5) 願書受付場所

国土地理院総務部総務課

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

(6) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、平成18年1月16日（月）から、次の場所において交付する。

○国土地理院

（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）

○国土地理院北海道地方測量部

（〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎）

○国土地理院東北地方測量部

（〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第三合同庁舎）

○国土地理院関東地方測量部

（〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎）

○国土地理院北陸地方測量部

（〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎）

○国土地理院中部地方測量部

（〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館）

○国土地理院近畿地方測量部

（〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館）

○国土地理院中国地方測量部

（〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館）

○国土地理院四国地方測量部

（〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第二地方合同庁舎）

○国土地理院九州地方測量部

（〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎）

○国土地理院沖縄支所

（〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎）

○各都道府県の土木関係部局

○社団法人日本測量協会及びその支部

（〒112-0002 東京都文京区小石川1-3-4 測量会館）

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒（日本工業規格A4判以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県では郵送の取扱いはしない。

<切手料金>

部数	切手料金
----	------

1部	140円
2部	200円
3～4部	240円
5～9部	390円
10～19部	580円

(7) 合格発表及び通知

平成18年7月21日（金）本院、各地方測量部及び支所において合格者の氏名を公告するほか、全受験者あてに試験の結果（合否）を通知する。

また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(8) 試験問題等の公表

国土地理院のホームページ上において、試験問題については試験実施後速やかに、模範解答及び合格基準については合格発表日に掲載する。

(9) その他

1 試験会場については、受験票を送付する際に通知する。

2 受験願書の受付期間終了後における受験地の変更については、平成18年4月3日（月）までに必着するよう文書で受験願書受付場所に届け出たものに限り認められる。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋
福岡市東区箱崎
六丁目六番四一
川頭六島弘文
社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)